

児童館等の一般使用について

児童館、児童センター（以下「児童館等」といいます。）は主に児童のための施設ですが、公共施設の有効利用のため、児童が利用しない時間に限って地域の方に施設を開放しています。

また、近年は子育て支援の拠点施設として位置づけられており、育児サークル等の優先利用についてご理解くださるようお願いいたします。

1 使用方法

(1) 使用したい団体は、「使用申込書」（目的外使用の場合は「使用許可申請書」）に必要事項を記入して児童館等（児童厚生員）に申し込みしてください。

- ・個人での使用は出来ません。
- ・未成年者の場合は指導者・保護者等と一緒に使用してください。
- ・申込の受付は、1か月前からです。

※特定の団体が年間を通じて曜日・時間を固定する使用を避け、各団体が平等に使用できるようにするためです。

(2) 児童館等で使用目的等を確認して、鍵をお渡しします。

※「使用許可申請書」で申請の場合は、担当課で審査後「使用許可書」を交付します。

(3) 使用後は、使用した備品等を片づけて、必ず元の場所に戻してください。

団体の使用責任者は、戸締まり、清掃（ゴミは持ち帰り）、火の後始末などを点検し、「使用報告欄」に記入して、鍵と一緒に児童館等に返却してください。

2 使用できる場合（地域住民の使用）

(1) 児童の健全育成活動

P T A、主任児童委員、児童館のボランティア組織等の会合

(2) 子ども会等の集団活動

子育てサークル・子ども会等の子どもの集団活動、子ども祭り実行委員会等の会合

(3) 地域活動

町内会、敬老会、婦人会等の会合、地域住民の文化・スポーツのサークル活動

※サークル活動の使用許可は公民館利用と同じです。地域住民で組織するサークルが少額の会費を集め活動し、講師謝金を払う程度のものは利用可能です。

●上記以外に市が認めて使用できる場合

- ・公職選挙法に基づく個人演説会、政党演説会、投票所
- ・公共工事の住民説明会など

